

東三河広域連合規約などを 議決

12月定例会
議案

12月市議会定例会は、12月3日から15日までの13日間の会期で開き、議案31件、意見書案1件を審議しました。
条例の制定・改正などの主な内容をお知らせします。

条例の制定・改正

● 人事院勧告に基づく給与等の改正

(第74・75号議案)

平成26年8月7日の人事院勧告に基づく給与改定及び給与制度の総合的見直しにより、26年度については給料及び勤勉手当の引上げ、27年度については給料の引下げ及び諸手当の見直しを行うとともに、特別職、教育長及び市議会の議員の期末手当についても支給割合を改正します。この改正により、職員の勤勉手当は0・15月分引き上げられ、期末及び勤勉手当全体の年間支給割合は3・95月分から4・1月分になり、給料については27年4月以降に平均2%引き下げられます。特別職、教育長及び議員の期末手当は0・15月分引き上げられ、年間支給割合が2・95月分から3・1月分になります。

また、国家公務員の退職手当法の改正に伴い、職員の退職手当に計算する調整額を改正します。

● 総務委員会での主な質疑

問 給料表の改定が行われるが、職員組合との交渉はどのようなになっているか。

答 11月14日及び11月19日の2回交渉を行い、今回の給与改定の内容で合意に至っています。

● 本会議での主な論点

賛成本市では従来から人事院勧告に準拠した給与改定を行い、官民の給与較差を是正し均衡を図ってきており、近隣他市でも同様の措置を講じる予定であると聞いている。以上を総合的に勘案し、妥当なものだと考える。

反対給与削減が繰り返され、職員の士気が下がることが懸念される。また、退職手当については、役職者ほど

12月定例会の日程

- 3日 本会議
〔会期の決定、諸般の報告、議案説明、一般質問など〕
- 4日 本会議〔一般質問〕
- 5日 本会議〔一般質問〕
- 8日 総務委員会
- 9日 経済委員会
- 10日 文教委員会
議会運営委員会理事会
議会運営委員会
- 15日 本会議
〔委員長報告、質疑、討論、採決など〕

● 消防団条例の一部改正

(第76号議案)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に伴い、消防団への加入の促進及び消防団員の処遇改善のため、団員の加入条件に本市に勤務する者に加え、出勤時の費用弁償額を一律1500円に引き上げます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に伴い、消防団への加入の促進及び消防団員の処遇改善のため、団員の加入条件に本市に勤務する者に加え、出勤時の費用弁償額を一律1500円に引き上げます。

● 総務委員会での主な質疑

問 団員確保が課題となっており、市役所の若手職員が消防団に入って活動し、団員や地域の方と交流するような取り組みも大事ではないかと思うが、どのように考えるか。

答 協議をして、対応して

● 東三河広域連合の設置

について

(第89号議案)

いきたいと考えています。
地方自治法第284条第3項の規定により、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村に関する事務を処理するために規約を定め、東三河広域連合を設置します。規約には、広域連合の名称、構成市町村、区域、処理する事務、広域計画の項目、事務所的位置、議会の組織、議員選挙の方法、執行機関の組織と選任の方法、経費支弁の方法等を定めます。平成26年度中に県知事の設置許可を受けて広域連合は設立され、27年4月から事務事業を開始します。

● 総務委員会での主な質疑

問 広域連合設立の目的は何であるか、改めて伺う。

答 少子高齢化等の課題に東三河が一体となって立ち向かっていくことを目的として、様々な連携の形態を検討するなかで、広域連合が最も適していると判断し、